

第1表

社内取引明細表(1)

2018年4月 1日から  
2019年3月31日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	34,576	基準託送供給料金相当額等取引収益	167,757
アンシラリーサービス取引費用	10,961	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
振替損失調整額取引費用	571	電気事業雑収益相当額取引収益	99
使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用	1,464		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用	-		
消耗品費用(社内取引に係るものに限る。)	375		
最終保障供給対応取引費用 (基準託送供給料金に相当する額を除く。)	2		
合計	47,951	合計	167,857

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

(注)金融商品取引法に基づく当社の第95期事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表の注記事項に、「重要な後発事象(送配電部門の法的分離に伴う分社化(会社分割))」が記載されている。

2 項目別明細表

(1)基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	118,792
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	28,750
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	469
予備送電サービス料金相当額取引収益	241
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	△340
近接性評価割引相当額取引収益	△694
インバランス対応相当額取引収益	4,568
インバランスの供給相当額取引収益	15,969
合計	167,757

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(4)使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
合計	-

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(3)電気事業雑収益相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	0
変更賦課金相当額取引収益	-
契約超過金等相当額取引収益	99
合計	99

(記載注意)

- 1 接続検討料相当額取引収益は、接続検討料に、事業者における送配電外部から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 変更賦課金相当額取引収益は、変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。
- 3 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

## 社内取引明細表(2)

2018年4月1日から  
2019年3月31日まで

(4) 託送収益等取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
インバランス対応相当額取引費用	10,802	
インバランスの買取相当額取引費用	23,774	
合計	34,576	

(記載注意)  
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) アンシラリーサービス取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
アンシラリーサービス取引費用	10,961	

(記載注意)  
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 振替損失調整額取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
振替損失調整額取引費用	571	

(記載注意)  
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
接続供給託送収益対応分	316	
基準託送供給料金相当額対応分	1,147	
合計	1,464	

(記載注意)  
1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。  
2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(8) 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
接続供給託送収益対応分	-	
基準託送供給料金相当額対応分	-	
合計	-	

(記載注意)  
1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。  
2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(9) 消耗品費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
消耗品費用(社内取引に係るものに限る。)	375	

(記載注意)  
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(10) 最終保障供給対応取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
最終保障供給対応取引費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)	2	

(記載注意)  
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。